

令05原機(峠)042  
令和5年7月6日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター  
核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請の  
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日付け令04原機(峠)164をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり一部補正します。

## 核燃料物質加工施設保安規定の変更の一部補正

## I. 補正の内容

令和5年3月28日付け令04原機(峠)164をもって申請を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請を以下のとおり一部補正する。

| 該当箇所            | 補正前  | 補正後   |
|-----------------|--|---|
| 別紙<br>II. 変更の理由 | 1. (略)<br>2. (略)<br>3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。<br>4. (略)<br>5. (略)<br>6. (略) | 1. (補正なし)<br>2. (補正なし)<br>3. 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会によるISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。<br><u>なお、外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により外部被ばく線量測定に係る品質を確保する。</u><br>4. (補正なし)<br>5. (補正なし)<br>6. (補正なし) |

## II. 補正の理由

放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定の外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムにより当該測定の品質を確保することを明確にするため。

以上